

〈近代ヨーロッパの社会思想を再考する〉

J. ロックにおける貧民と統治

門 亜 樹 子

I はじめに¹⁾

本稿は交易植民委員会の専門委員 (Secretary) の地位にあったジョン・ロックが提案した救貧法案 (『貧民雇用のための方法の概要を含む提案の草稿』 *Draft of a Representation, Containing (a) Scheme of Methods for the Employment of the Poor*, PRO, 1697) がどのような思想的コンテキストのもとで形成されたかについて、彼の政治、経済、社会及び人間観との関連から探究することを目的としている。

ロックは救貧法案の中で、貧民監督官 (Overseers) に関して浮浪者取締法 (1597年)

やエリザベス救貧法 (1601年) が参照されるべきであり、浮浪者の著しい増加は現行法の全般的軽視が原因であると述べている。同法案は同時代のトマス・ファーミンのワークハウス論やジョン・ケアリのプリストル実験から影響を受けている²⁾。またロックの法案中のワークハウスに関する提案については、ジョン・ベラーズが提案した産業カレッジ案の方がより具体的で有効な展望を持つものであったと評価されている³⁾。したがってロック救貧法案は彼独自の案というより、現行法及び同時代の救貧案との折衷的な性格を持つといえるが、同法案からは彼の貧民観及び社会観を伺うことができる。

ロック救貧法案の評価としては、「資本の原始的蓄積過程」にあった当時のイングランドにおいて、近代的な賃金労働者の需要が増大し、有用な労働力の確保が最重要課題とされたとい

1) J. ロックの救貧法案のテキストとして、J. Locke, *Political Essays*, M. Goldie (ed.), Cambridge UP, 1997, pp.182-198を使用した。以下 PE と略記。本稿で使用したロックの他のテキストに関して、次のように略記し、参照した邦訳書の該当ページを併記する。 *Two Treatises of Government*, P. Laslett (ed.), Cambridge UP, 1970. (伊藤宏之訳『全訳統治論』柏書房, 1997年)。TT と略記し、TT, 篇・段落番号の順に記載する。 *Locke on Money*, 2 vols., P.H. Kelly (ed.), Oxford UP, 1991. (田中正司・竹本洋訳『利子・貨幣論』東京大学出版会, 1978年)。LM と略記し、LM, 巻・ページの順に記載する。 *Epistola de Toleratione: A Letter on Toleration*, R. Klibansky (trans.), J. W. Gough (ed.), Oxford UP, 1954. (平野耿訳『寛容についての書簡』朝日出版社, 1971年)。TOL と略記。 *Of the Conduct of the Understanding*, J. Yolton (ed.), Thoemmes Press, 1993. (下川潔訳『知性の正しい導き方』御茶の水書房, 1998年)。OCU と略記。 *Essays on the Law of Nature*, W. von Leyden (ed.), Oxford UP, 1954. (浜林正夫訳『自然法論』『世界大思想全集——社会・宗教・科学思想篇2』河出書房新社, 1962年)。ELN と略記。 *Reasonableness of Christianity: as delivered in the Scriptures*, J. C. Higgins-Biddle (ed.), Oxford UP, 1999. (服部知文訳『キリスト教の合理性・奇跡論』岬書房, 1970年)。RC と略記。なお J. Child, T. Firmin 及び M. A. Hale のテキストは *Goldsmiths' Kress Library of Economic Literature* に収録されたものを使用した。

2) 白沢久一「J. Cary と J. Locke の福祉思想」『英国市民革命期の福祉 (救貧) 思想研究ノート』第11巻所収、北星学園大学, 1981年, 95ページ。

3) 山根祥雄「イギリス17世紀末期の救貧論と教育(1)——ロック、ベラーズ」『広島大学教育学部紀要 第一部』21号, 1972年, 69ページ。

フランシス・ベーコンは『学問の発達』で「学問のある人間だけが、人間性に合致した行為として仕事を愛する」と述べている。またトマス・モアによれば、ユートピアでは1日に6時間の労働を行い、8時間の睡眠をとり、中休みの時間が学問に当てられる。全市民に対してできるかぎり肉体労役から解放し、精神の自由と教養を確保することが人生の幸福である。以上のベーコン及びモアの見解は、ベラーズの産業カレッジ案に受け継がれているといえる。 Cf. F. Bacon, *The Major Works*, B. Viickers (ed.), Oxford UP, 2002, p.129. (福原麟太郎訳『世界の名著 ベーコン』中央公論社, 1970年, 259ページ)。 T. More, *Utopia*, G. M. Logan and R. M. Adams (eds.), Cambridge UP, 2002, p.50, p.53. (澤田昭夫訳『改版 ユートピア』中央公論社, 1978年, 135ページ, 141ページ)。

う視点から、貧民に対して苛酷な労働条件を要求した側面を指摘するものや、ジェントルマン及び貧民の子弟に対して個別の教育論を提案した点で、ロックにおける二重基準を問うものがある⁴⁾。貧民に対するロックの姿勢は、自然権思想に基づく「生まれながらに自由で平等な個人」を前提とする『統治二論』の政治哲学に矛盾するとして、思想的整合性が問われるとともに、近代啓蒙思想家としての限界を示すものとされている⁵⁾。しかし、これらの先行研究では、ロック案の意図及びその思想的背景についてコンテキストに基づいた考証が必ずしも十分に行われてきたとはいえない。ロックの思想を光と影の側面に二分し、それを所与のものとして議論するのではなく、当時の思想的コンテキストに光を当て、矛盾とされているものの本質を分析することが重要である⁶⁾。本稿では救貧法案の思想的コンテキストの一つとして隣人愛(charity)を取り上げる⁷⁾。アプルビーによれば、17世紀イングランドの貧民に関する諸著作

において、貧民を生産資源(productive resources)とみなす見解が、当時の社会に流布していた隣人愛思想と結合した⁸⁾。

また、従来のロック研究では、その多くが『統治二論』で展開された議論を土地所有者の所有権擁護に結び付けている⁹⁾。彼の経済論文の『利子の引下げ及び貨幣の価値の引上げの諸結果に関する若干の考察』(1692年)や『貨幣の価値の引上げに関する再考察』(1696年)も地主的利害を代弁するものと解釈されてきた。しかしロックの意図が「地主か商人か」というようないずれかの階級の立場からその利害を擁護することにあつたとするのは適切ではない。彼の経済認識の背景にあつたのは、個別の私的利害の擁護ではなく、イングランドの経済的繁栄という公共善(public good)の実現を志向する姿勢であつた¹⁰⁾。『統治二論』によれば、政治体の成員は全体の利益を実現するために方向付けられており、したがって国民に不利益をもたらし公共善の実現を阻害するような立法部の腐敗は回避されねばならず、救貧法案もこのような意図に基づき執筆されたものと考えられる。土地所有者による貧民搾取の側面を強調することは、ロックの思想において同時代のコンテキストが果たした役割の重要性を見落とすことになる。

以下では、貧民をトレードに有用な労働者に

4) 前者の立場からの研究として、生越利昭『ジョン・ロックの経済思想』晃洋書房、1991年、277-312ページがある。後者に関しては、芳賀守『イギリス革命期の社会・経済思想』第三出版、1980年、251-285ページを参照のこと。なお、この点に関連して、メイソンは、ロックの救貧法案はミルトン、ハートリブ、デュアリ、ベティらが提唱した普遍教育(universal education)を目的とするものではなく、行政官(administrator)の立場からの提案であつたと主張する(M. G. Mason, "John Locke's Proposals on Work-house Schools" in *John Locke: Critical Assessment*, ed. by R. Ashcraft, Routledge, 1991, pp.269-280)。

5) 例えば以下を参照のこと。岩田朝一『ロックの教育思想』学苑社、1983年、201-207ページ、三浦永光『ロックの市民的世界——人権・知性・自然観』未来社、1997年、77-84ページ、下川潔『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』名古屋大学出版会、304-311ページ。

6) 生越は、ロックにおいて「個の解放・自由の実現」の側面と「勤勉で理性的・自律的人間」を形成する教育・管理の側面が「表」と「裏」として使い分けられていたと指摘する(生越利昭『ロックからハチスンまでの啓蒙思想と経済認識』『人文論集』41巻1号、2005年、10ページ)。

7) 16世紀後半のイングランドにおいて、'Beneficence'(doing good)は徳として称賛され、charityはテューダー朝の救貧立法における思想的背景の一つであつた(P. Slack, *The English Poor Law, 1531-1782*, Cambridge UP, 1995, pp.41-42)。

8) J. O. Appleby, *Economic Thought and Ideology in Seventeenth-Century England*, Princeton UP, 1978, p.151.

9) ロックの土地所有者擁護の側面を強調する研究については、拙稿『ジョン・ロックの経済認識——トレードと公共善について』『イギリス哲学研究』28号、2005年、33ページ、注1を参照のこと。同上論文で挙げた研究(マクファーソン、ガン、ウッド、マクナリー、ハルファム)以外では、岡村東洋光『ジョン・ロックの政治社会論』ナカニシヤ書店、1998年、中神由美子『実践としての政治、アートとしての政治——ジョン・ロック政治思想の再構成』創文社、2003年、C. Robbins, *The Eighteenth-Century Commonwealthman: Studies in Transmission, Development, and Circumstances of English Liberal Thought from the Restoration of Charles II until the War with 13 Colonies*, Liberty Fund, 2004 (1st.: Harvard UP, 1959).がある。

10) この点に関して、詳しくは拙稿、前掲論文、33-45ページを参照のこと。

することを目的としたロックの救貧法案において、隣人愛が重要な役割を果たしたことを示す。そして『統治二論』の公共善の対象には、土地所有者だけでなく、貧民も含まれており、ロックは、既存の社会秩序を前提としたうえで、貧富の格差の是正を意図する救貧法案を提案したことを明らかにする。

II ロック救貧法案の位置づけ及び意義

1 貧民の自立と隣人愛

ロックは救貧法案において貧民の増加と彼らの維持にかかる税負担の増大の原因を、食糧の欠乏によるのも、貧民雇用の不足によるものもないと述べる。「というのも、神の善は以前と同様に人々に豊かさを恵んでいる。現在の治世における長期の平和は人々にかつてと同じ位、豊富なトレードを与えている。したがって貧民の増加は他の原因によるものに違いなく、規律の弛緩と風俗の墮落以外のものではありえない」¹¹⁾。貧民を就労させる最初の段階は、貧民に対して規定された法律を厳格に守り、彼らの放蕩を禁止することであるとして、余剰のブランデーの店やビール酒場の廃止を挙げる。

ロックは教区から救済の手当てを受領する貧民を以下の四種類に分類する¹²⁾。

1. 自らの衣食 (support) に対してまったく何もなしえない人々。
2. 自らを完全には維持できないけれども、それに対して何かをなしうる人々。
3. 自らを自身の労働で維持しうる人々。
 - (1) 自らの労働によって生計を維持できない、もしくは維持しようとしないう子供を抱える大人数の世帯。
 - (2) 就労せず、物乞いによってのみ生活する人々。

この最後の怠惰な物乞いを抑制するためには、既存の法律を適切に実施すれば効果を上げることができると述べ、エリザベス救貧法 (1601年) と浮浪者取締法 (1597年) を挙げ

る¹³⁾。しかし貧民監督官の大半は無知であり、貧民を就労させることが自らの義務と考えていない。イングランドの街路には物乞いが溢れ、怠惰、貧困、悪事の増大が見られる。それは「キリスト教徒の恥」である。捕縛され、処罰されるに至った物乞いの数が少なかったことがその増加につながっているとしている。今日ではこの無秩序の矯正策が法律によって施行されているとして、ロックは物乞いの増加の原因を法律の実施が全般的に軽視されていることに帰する。

ロック案による物乞いの規制手段は以下の通りである¹⁴⁾。

1. 14歳から50歳までの健全な男性が許可なく物乞いを行った場合、隣港での労働を命じる。
2. 50歳以上の男性あるいは肢体が不自由な者 (maimed) が沿海地域で許可なく物乞いを行った場合、もしくは内陸で許可なく物乞いを行った全員について、矯正院で3年間の労働を命じる。
3. 通行許可証を偽造した者について、初回は耳を失い、二回目は植民地に連行する。
4. 14歳以上の女性が許可なしで物乞いを行ったことが発見された場合、
 - (1) 居住教区から5マイル以内の場所で、初回であれば、居住教区に送還される。
 - (2) 5マイル以内で二回目以降、もしくは

13) 浮浪者取締法 (1597年) の第2条では、物乞いだけでなく、人相学の知識を用いる者や予言を行う者も取締りの対象として挙げられている (Anno 39th, Elizabethae, Cap. 4. "An Act for Punishment of Rogues, Vagabonds, and Sturdy Beggars" in *Statutes at Large of England and of Great Britain: From Magna Carta to the Union of the Kingdoms of Great Britain and Ireland*, vol. 2, ed. by J. Raithby, London, 1811, p.581)。同法及びエリザベス救貧法 (1601年) はともに、治安判事に貧民監督官の任命を命じた後で、救貧の全ての業務を監督官に行わせることを規定している (小山, 前掲書, 46ページ)。なお、定住法 (1662年) の第6条は以下のように規定する。「四季法廷において、治安判事の過半数が、イングランドの植民地に連行するのが適当と考えられる、ならず者、浮浪者、怠惰で無法な者、頑健な物乞いの名を枢密院に知らせるのは合法である……」 (Anno 13 & 14, Car. II, Cap. 13. "An Act for the Better Relief of the Poor of this Kingdom" in *idem*, vol. 3, p.69)。

14) PE, pp.185-187.

11) PE, p.184.

12) *Ibid.*, p.184.

5 マイル以上離れた場所の場合、矯正院で3ヶ月の労働を命じる。

5. 14歳以下の少年・少女が物乞いを行ったことが発見された場合、

(1) 居住教区から5マイル以内の場所の場合、近隣のワークハウスで鞭打ちの罰を与え、夕方までの労働を命じる。

(2) 5マイル以上離れた場所の場合、近隣の矯正院で6週間の労働を命じる。

教区税によって維持される大半の貧民は、生活の糧を得ることに對して何もできないわけでも、何もしようとしないわけでもないが、雇用の欠如もしくは労働技能の拙劣さのためにほとんど利益を生み出せない。そして教区の手当てに依存するとともに物乞いを行いながら、怠惰な暮らしをしている。ロックは、適切な貧民救済とは、貧民のために仕事を見つけてやり、他者の労働に依存した居候生活をさせないことであり、現状は貧民救済のために作成された法律の意図が無視され、貧民の生命、能力、勤勉について考慮されず、貧民が怠惰なままで維持されていると考える。

また3歳から14歳までの少年・少女にはワークハウスに通わせ、紡績や織布の技能を習得させると同時に、土曜日毎に教会に通うことを習慣づけることにより、道徳的・宗教的感覚を身に付けさせることができる。それと同時に彼らの母親の苦勞が除去され、彼女たちが労働に従事することが可能となる。ワークハウスには知識の欠如を補うために成人が通うことが認められている。ロックは自らのライブラリーに慈善活動家トマス・ファーミンの『貧民の雇用に関する諸提案』(1678年)を所蔵し、救貧法案草稿にはファーミンの名前といくつかの数字のメモが残されている¹⁵⁾。ロック案でのワークハウスに関する記述はファーミンを参照したものと思われる。ファーミンは貧民が怠惰で無為な状態であること以上に有害なことはないとして、ワークハウスの設立を奨励する¹⁶⁾。ロックのラ

イブラリーには他に、マシュー・ヘイル『貧民のための設備に関する論考』(1683年)、ジョン・ベラーズ『産業カレッジ設立に関する諸提案』(1695年)が所蔵されている¹⁷⁾。ヘイルは教育によって貧民に勤勉な性質を作り出し、勤勉を習慣づけることが王国に利益をもたらすと主張する。当時戦争や大災害により国内で人口が減少したため、植民地への連行ではなく、国内の海岸地域での労働を奨励している。また一時的な寄付よりも400ポンドを出資してワークハウスを建設する方が有益であり、隣人愛のいっそうの拡大につながると述べている¹⁸⁾。

当時、隣人愛に基づく貧民救済の言説は一般的であった。ラズリットは『われら失いし世界』で次のように主張する。

当時、救貧は法的義務であると同様に、キリスト教徒の義務でもあった。貧民に対する責任とは、村の誰もが確実に生きてゆくことができるようにすることを意味した。貧民監督官は余裕のある人からお金を集めて、余裕のない人に回さなければならなかった。……このように、不幸な人々の生活を守る責務は、1601年のエリザベス救貧法よりもはるかに古いものであって、この法律は貧民監督官の義務を明文化したものであるにすぎなかった¹⁹⁾。

ロックは初期の著作で貧民に対する隣人愛について述べている。1660年から1664年頃にかけて執筆された『自然法論』によれば、「自然法は、神を敬い、隣人の苦しみを慰め、悩んでいる人を助け、飢えている人に食物を与える、という外部に現れる行為をなすよう命じる。しかし、それは一定のときに一定の仕方で義務づけられるのであり、我々は絶えず全ての人に住居

¹⁵⁾ *the Poor*, London, 1678, pp.18-19.

¹⁷⁾ J. Harrison and P. Laslett, *The Library of John Locke*, Oxford UP, 1965, p.83, p.136, p.150.

¹⁸⁾ M. A. Hale, *Discourse Touching Provision for the Poor*, London, 1683, p.20.

¹⁹⁾ P. Laslett, *The World We Have Lost: Further Explored*, Routledge, 2005 [1st.: 1983], p.169. (川北稔・指昭博・山本正訳『われら失いし世界——近代イギリス社会史』三嶺書房, 1986年, 201ページ)。

¹⁵⁾ MS. Locke, c. 30, fol.87.

¹⁶⁾ T. Firmin, *Some Proposals for the Employing of*

を与え、食物を施す義務があるわけではなく、貧しい不幸な人が我々の恵みを必要とし、かつ我々の資力が慈善を与えるときにのみ、この義務を有する]²⁰⁾。ロックは経済論文中で、法定利率を6%から4%に引き下げることが「最も援助と救済を必要としている人々」すなわち「寡婦、孤児、より巧緻に長けた人々の持つ技術や経営の仕方を身につけていない人々」の財産の三分の一を失わせ、きわめて耐え難い境遇に追いやり、不利益を被らせることになる」と述べ、「口を糊することがまずできない人々が、法律によって最大限保護されるべきだということは、まさに人類共通の博愛心が教えるところである」としている²¹⁾。マーシャルは次のように指摘する。「統治によって貧民に勤勉であることを強制するロックの提案が《汝のごとく汝の隣人を愛せ》という彼の訓令に違反するものでなかったのは明白である。……オーツに住んでいる間、ロックは病気の貧民を頻繁に見舞い、施しを分配した」²²⁾。

ロックは『寛容についての書簡』(1689年)で、全ての人の魂の配慮はその人自身に属し、その人自身に委ねられるとして、為政者が個人の健康や資産の問題について綿密な規定を設けて、人が貧乏になったり病気にかからないように配慮するであろうか、と疑問を投げかける。法は臣民の財産と健康を他人の暴力や欺瞞からできるかぎり守るためのものであり、臣民自身の怠慢や乱費から守るためにあるのではない²³⁾。

この記述は救貧法案と矛盾しているように見える。しかしロックは同書で次のように述べている。「貪欲、他人の欠乏を援けぬこと、怠惰、そしてその他このような多くのことは、全ての人々が一致して罪だとしているところである。しかし、それらが為政者によって罰せられるべきだとかつて考えた人が誰かいるだろうか。その理由は、(それらによって)他人の財産に少しも損害が生ずるものでもなく、またそれが公共の平和を乱すことがないからである。それらが罪と認められるような場合においてすら、それらは法の非難によって罰せられることはない」²⁴⁾。ロックが救貧法案を提案したのは政府の要請によるものであったが、怠惰な貧民の著しい増大が「公共の平和」を乱し、国民の財産に損害を与えるという見解が同法案の背景にあった。

ロックは『知性の正しい導き方』(1706年)で、人は誰でも生まれながらに自分の中に試金石(=理性)を有すると述べ、例として地方の村の日雇い労働者、地方の町の職工、大きな町の運搬人や靴修理職人、地方の紳士を挙げる²⁵⁾。彼らは生まれながらに平等な才能を持っているが、それぞれ不平等な仕方であらざるで真理を身に付け知識を獲得する。彼らの間に存在する差はどれほど広範囲に知性を用いたかに由来すると彼は言う。一方、平等な教育を受けた人々の間にも才能の大きな不平等がある。それは大部分の人たちが自分の知性をなおざりにしているために、自分なりに到達しうる地点のはるか手前までしか到達していないからである。人々の知性と才能の差は生来の能力からではなく後天的な習慣から生じる。人間は習慣と訓練によってのみ知性の改善や拡大を達成することができる。「人間は生まれながらに理性的被造物であるといえるが、習慣と訓練だけがそうするのであって、実際には勤勉と専心が導いてくれる程度にしか理性的ではない」²⁶⁾。

20) ELN, pp.194-195. 邦訳174-175ページ。

21) LM, I.219. 邦訳14ページ。

22) J. Marshall, *John Locke: Resistance, Religion and Responsibility*, Cambridge UP, 1994, p.325.

23) TOL, p.90, p.91. 邦訳34, 35ページ。一方、ロックは経済論文で「信義と誠実は、とくに宣誓によって天なる神に厳粛に訴えて誓う場合にはすべて、社会の偉大な紐帯となる。これに注意深く支援し、できるだけ人々の心の中で神聖で畏敬すべきものたらしめることが、為政者の知恵である」として、「国民の心の中の宣誓に対する考え方を、それが当然あるべきように崇高かつ神聖なものに維持しておくことは、常に立法者の配慮と考察に値するものといえるだろう」と述べ、国民の信念に対する為政者の干渉を説く(LM, I. p.213, p.214. 邦訳5, 7ページ)。

24) TOL, p.114, p.115. 邦訳58, 59ページ。

25) OCU, p.12. 邦訳11ページ。

26) *Ibid.*, p.26. 邦訳23ページ。

ロックは救貧法案の中で、貧民の増加の原因として「規律の腐敗と風俗の墮落」を挙げているが、その他にも貧民監督官や矯正院に関する問題点を指摘している。貧民監督官がエリザベス救貧法をはじめとする現行法を軽視していることが、教区の施しと物乞いに生計を依存する怠惰な貧民の増加を招いているとして、ロックは指定の日時や場所以外で物乞いを行う成人に対して海港あるいは矯正院での労働を課すとともに、ファーマンらの救貧案を参照し、ワークハウスで貧民児童に職業訓練を施すことを採用した。同法案では貧民が教区の施し、すなわち他者の労働に依存せずに自らの力で生計を営めるようにすることが目的とされている。貧民の収入が生計を営む額に達しない分にかぎり、教区による補填が認められる。

ロックは貧民を労働が可能な者と労働が不可能な者に分類する。経済論文によれば後者は「全人類の博愛の対象」であるが、救貧法案において前者（頑健で怠惰な浮浪者）の存在は「キリスト教徒の恥」とされる。ロックはファーマンやヘイルと同様、労働可能な貧民も隣人愛の対象と見なしていた。『寛容についての書簡』で個人の貧困は国家が関与する問題ではないとされ、救貧法案でも規律の弛緩と風俗の墮落が貧民数増大の原因の一つとして挙げられているが、だからといってロックが浮浪者や物乞いによって生計を立てる怠惰な貧民を社会から駆逐すればよいと考えていたとはいえない²⁷⁾。『知性の正しい導き方』にあるように、全ての人間が生まれながらに「試金石」（理性）を有しており、訓練と習慣によって勤勉な理性的被造物となる。したがってロックにおいて、ワークハウスで職業訓練及び教育を施し、貧民の児童に勤勉を身に付けさせることは、彼らを理性的被造物と為すことであり、同法案は

キリスト教徒の義務としての隣人愛に基づき提案されたものであったといえる。

2 トレードにおける貧民

ロックは経済論文で、国家の経済的繁栄は国富の獲得によってもたらされ、その獲得にはトレード（「水流」や「車輪」に喩えられる）を秩序立てることが最も重要であると主張した。トレードを担う経済主体として、原料を供給する土地の所有者、原料に加工する労働者、製品を分配する仲介業者（卸売商と小売商）を挙げ、消費者は三者のうちのいずれかであるとして、考察の対象から除外する。貨幣はトレードの車輪を回転させる役割を担う。

イングランドにおける最大の資源は土地であり、統治を支えるのは土地であるとして、ロックは土地の役割を強調する。土地保有者は「法律の恩恵が（公共の福祉 Publick-weal との兼ね合いで）与えうるかぎりの多くの富と特権を享受すべき人」である。土地からの収穫物がトレードで利益を生むために、土地はトレードにおいて最も重要な役割を担うとロックは考えた。しかし「……経営が拙劣なため支払いが滞っている人々のために、法制を変更するといった政策をとった国家を私は知らない」という記述からも伺えるように、奢侈に耽る土地保有者に対する姿勢は厳しい²⁸⁾。土地保有者は勤勉と節儉に努めることが求められた。

貨幣の循環はトレードの循環と連動しており、貨幣の循環が滞ればトレードの循環も滞る。その観点からいえば仲介業者の増加は望ましくない。なぜなら、貨幣の循環する範囲の拡大によってトレードが妨害され、貨幣の停滞が貨幣の回収を一段と緩慢にするとともに不十分にし、トレードに損害を与えるからである。さらに仲介業者はトレードの利得の過大な分け前を食い尽くすことによって、労働者を飢餓に追いやり、土地保有者を困窮させる。したがって生産者（artificer）が奨励され、できるだけ自らの手

27) 小山は、ヘイルやチャイルドにおいて「貧民の労働がただちに国富の源泉となると考えられたから、問題はその組織化の手段方法の検討だけで十分であった」という点で、貧困を個人の道徳的責任と考えたロックに比べて、両者は楽観的であったと指摘する（小山路男『イギリス救貧法史論』日本評論新社、1962年、83ページ）。

28) LM, I. p.295. 邦訳117ページ。

で商品を販売し、商品が多くの人手を経由することなく最終購買者に渡るように秩序づけられることが重要である。ロックは国益の観点からトレードの循環が上手くいくかどうかを問題にし、仲介業者がトレードの循環にとって妨げとなるか否かという点を重視したのであって、トレードにおける仲介業者の存在意義を否定しているわけではない。

労働者は「一般にその日暮しの生活をし、実際にもトレードのために労働する人々」と定義される²⁹⁾。食糧、衣服、道具を買うに足だけの貨幣さえ持っていれば、労働者としての仕事を十分に果たすことができる。ロックは救貧法案で、貧民を就労させ、国家 (public) にとって有用な存在と為すことによって、国家の税負担を軽減する方策を提案した。ワークハウスで貧民の児童に職業訓練を行い、勤勉な労働者に養成することは、教区の救貧税負担を抑制するとともに、トレードの循環を担う人口を増やし、国富の獲得につながることであった。

ジョサイヤ・チャイルドは『新交易論』の第二章で、貧民に対する慈善の不足は法律の欠陥から生じると述べている。その根本的な誤りは貧民の扶養を各教区の世話に委ねていることにある。そこから放浪者を追放したり、彼の出生地または以前の居住地に送還したり鞭で追い返したりする事態が結果として生じている。この慣行は王国全体にとっても、王国の貧民にとっても何の利益にもならない。国家の大事業とは貧民を物乞いや飢餓から守り、労働能力を有する者を王国にとって有用な一員にすることである。「貧窮者に与える人は善行をしている。だが貧民を王国にとって有用にする目的で、彼らを就労させ教育するために与える人は、わたしの判断では、よりいっそうの善行をしている」³⁰⁾。ベラーズもまた、「それは偉大な人間性 (humanity) に基づく仕事であり、我々が人間

であるという本性そのものによる仕事であり、どんな仕事より以上にキリスト教徒にふさわしいものであって、イングランドの貧民が十分な配慮を受けていないということは、我々キリスト教を信仰する者にとって最大の恥辱の一つである」と述べている³¹⁾。

ロックは土地所有者、仲介業者、労働者の経済活動から構成されるトレードの循環過程が滞ることなく上手く機能することを重視した。したがってトレードの構成要素である各経済主体が「腐敗」し、機能不全に陥ることが回避される必要があった。土地所有者は奢侈を戒め、節儉に努めることが求められ、仲介業者の増加は好ましくないと考えていた。労働者も勤勉でトレードを担う有用な存在でなければならない。ロックにおいて、トレードの循環を担うという点で、土地所有者、仲介業者、労働者は同等の存在であった。彼は救貧法案で貧民の児童に対するワークハウスでの職業訓練を提案した。労働可能な貧民が訓練を受けることで勤勉さを身に付け、自立することは、トレードにおける有用な存在になると同時に、まさに理性的被造物となることでもあった。

III 『統治二論』における隣人愛

1 「生来の自由」と後天的な不平等

『統治二論』の編者ラズリットによれば、ロックが『統治二論』を執筆する直接的契機となったのは、排斥法危機の下で1679年のロバート・フィルマーの著作集の再刊と翌年の『パトリアーカ——人民の非自然的権力に対する国王の自然的権力の擁護』初版の公刊によって惹起された論争であった³²⁾。フィルマーは主著『パ

31) J. Bellers, *John Bellers: His Life, Times and Writings*, G. Clarke (ed.), Routledge & Kegan Paul, 1987, p.51. (浜林正夫・安川悦子訳「産業カレッジを設立する提案」『イギリス民衆教育論——世界教育学選集51』明治図書出版, 1970年, 10ページ)。

32) 排斥法危機におけるフィルマー論争が『統治二論』の所有権論の思想形成に及ぼした影響に関しては拙稿「ジョン・ロックにおけるプロパティ論の形成」『思想』972号, 131-146ページを参照のこと。『パトリアーカ』は1634年から1638年にかけての船舶税論争が引きノ

29) *Ibid.*, I. p.236. 邦訳34ページ。

30) J. Child, *A New Discourse of Trade*, London, 1693, p.60. (杉山忠平訳『新交易論』東京大学出版会, 1967年, 126-127ページ)。

トリアーカ』で「人間の生来の自由というこの手に負えぬ帰結こそ、その根源的な真理について検討しようとする私の理由である」と述べ、アリストテレス、スワレス、ベラルミーノらによる「人民の生来の自由」の主張を論駁する。さらに君主政を擁護するジョン・ヘイワード、アダム・ブラックウッド、ジョン・パークレイを次のように評する。「ブキャナンやパーソンズを学者らしく批判し、多くの点で立派に君主権を擁護しているが、彼らは全て、人類の生来の自由と平等から引き出される議論に来ると、一人も異議なく、それが疑問の余地のない真理だと認めてしまい、それを一度も否定しないし、批判もしない。もし、この最初の誤った原理さえ論駁すれば、国民動乱のこの巨大な道具の全体はおのずから崩壊するであろう」³³⁾。ロックは『統治二論』でフィルマーの「人間は生来自由ではない」とする議論を論駁する際に上記の箇所を引用し、君主権を擁護する者でさえも人類の生来の自由と平等を認めたとして逆用する³⁴⁾。

ロックは自然状態において人間がどのような状態にあるかを次のように定義する。

人々が他の人の許可を求めたり、他の人の意志に依存することなく、自然法の範囲内で、自らの行動を律して適当と思うままにその所有物と身体を処置するような完全に自由な状態である。それはまた平等の状態でもあり、そこでは全ての権力と裁判権は相互的であり、他の人よりもより以上のそれらを持っていない。なぜなら、同一種、同一等級の被造物は全て同等に自然の恵みを受け、前述の機能を利用するように生まれついているのだから、あらゆる被造物の主であり支配者である神がその意思を明白に表示して、ある人を他の人

の上に据え、はっきりした命令によって疑うべからざる領有権と主権を与えるのでないかぎり、全ての人は相互に平等であるべきで、従属や服従はありえないということは、何よりも明白であるからである³⁵⁾。

自然状態では自然法が全ての人を拘束する。『自然法論』によれば、「自然法の命令のうち、絶対的で、窃盗とか淫乱とか中傷とか、あるいは他方、宗教や慈善や誠実などを含むもの、その他これに類するもの」は、世界中の全ての人間を拘束する。上記の法的拘束に縛られないほどに人間の理性を失い、野蛮で法を無視する国民や人間はいない。自然法の拘束力は、あらゆる時代及び全世界を通じて普遍であり同一である³⁶⁾。『統治二論』によれば、自然法とは理性であり、理性に尋ねれば、人間は全て平等で独立しているのだから、誰も他の人の生命、健康、自由、あるいは所有物を侵害するべきではない³⁷⁾。さらに『キリスト教の合理性』（1695年）によれば、「理性を持つ生物は理性に合致しない法を持つべきである」と我々が考えないかぎり、理性の指示する以外のことは、神が与えた法（自然法）には存在しない。「しかし、人間の脆さや、墮落と悲惨な状態に陥りやすいことを考えて、神は救済者を約束した。……以上のことは労働者や文盲にも理解できる条項である」³⁸⁾。

人間は「唯一全能でこの上もなく賢明な造物主の作品であり、最高の主の命によって、主の業に従事するために地上に送られたその召使であり、神の所有物、神の作品である」³⁹⁾。この完全に平等な状態では、誰も自然的に他の人に優越したり他の人を支配することがないため、自然法を遂行するために誰か一人がなうことは、全ての人が同等に行う権利を持つ。自然法は、理性的被造物 (rational Creature) でそ

、金となって執筆され、1640年以前には完成していたとされているが、フィルマーの生前には公開されていない。

33) R. Filmer, *Patriarcha and Other Writings*, J. P. Sommerville (ed.), Cambridge UP, 1991, p.3. (伊藤宏之訳「〔翻訳〕サー・ロバート・フィルマー『家父長制論』(1)」【福島大学教育学部論集】53号, 1993年, 12ページ)。

34) TT, I.67. 邦訳72ページ。

35) *Ibid.*, II.4. 邦訳161ページ。

36) ELN, p.196, p. 197. 邦訳175-176ページ。

37) TT, II.6. 邦訳161ページ。

38) RC, p.157. 邦訳216ページ。

39) TT, II.6. 邦訳161ページ。

の法を学ぶ者には、コモンウェルスの実定法と同じ位、あるいはそれ以上に理解可能であり明白である。なぜなら、理性は矛盾する隠された利害を言葉で表現した人間の思いつきや複雑なたくらみよりも、もっと分かりやすいからだという。

人間は自分に対して戦争を仕掛けたり、敵意を示す者に対しては、狼やライオンを殺してもよいのと全く同じ根拠によって、これを殺してもよく、そのような人間は共通の理性の法に拘束されておらず、力と暴力以外には何の規則も持たず、したがって彼らの手に落ちた者を必ず殺してしまう猛獣、つまり危険で有害な動物である。そのような相手とは戦争状態に入ったことになる。同様に、社会状態において、その社会あるいはコモンウェルスの成員の持つ自由を奪おうとする人は、それ以外の全てのものを奪おうとする意図を持つと考えられ、戦争状態にあると見なされる。

人間の「生来の自由」とは、地上のいかなる上位権力にも服さず、また人間の意志や立法の権威の支配を受けず、自然法のみを自らの規則とすることである。「社会における人間の自由」とは、同意によってコモンウェルスの中に設立された立法権にのみ服し、立法部がそれに寄せられた信託に従って判定する者以外には、いかなる意志の支配にも、いかなる法の拘束にも服さないことである。人間は理性的な存在として生まれたからこそ、生まれながらに自由とされる。また「統治の下での人間の自由」とは、その社会に設立された立法権力によって制定された規則に従って生活することである。それは規則に定められないことについては全て自らの意志に従う自由であり、不確定で移り気で不可知な他人の恣意には服さないことである。「絶対的恣意的権力からの自由」は人間の保存にとってきわめて必要であり、密接に関係している。その自由を失えば、必ず自己の保存と生命とを同時に失わざるをえない。例えば合法的な征服者と捕虜の関係は戦争状態である。もし両者の間に契約が入り込み、一方の側に一定の制

限が付された権力と、他方の側に服従とが協定されるなら、戦争状態と奴隷制は契約が続くかぎり消滅する。

ロックは『創世記』第1章28節を引用し、フィルムが主張するアダムの特権的領有権の存在を否定する。神はアダム以外の人間を全員排除して万物を贈与したのではなかった。アダムが有したのは特権的領有権ではなく、他の人類と共通の領有権であった。『詩篇』第115章16節で、ダヴィデ王が神は「地を人の子らに与えた」と語っていることから、万物は全人類の共有物として与えられた。「増えよ、満ちよ」と人類に命じた神は、人類の全てに豊富な食物や鉱物などの生存のための便宜品や素材を使用する権利を与えたと考えるほうが、人類を欠乏、困窮させ、彼らを厳しい苦役に縛り付ける一人の人間（アダム）の意志に彼らの生存を依存させたと考えるよりも合理的である。

神は世界を人間に共有物として与えた。しかし人間がそれを利用し、できるだけ多くの生活の便宜を受け取らせるために与えたわけであるから、神が世界をいつまでも共有で未開の状態にしておくつもりであったとは考えられない。神が世界を与えたのは、勤勉で理性的な人々の役に立たせるためであり、労働がそれに対する彼らの権原となる。自然法は人間に所有権を与えると同時に、所有権に限界を付与する。生活のために有効に利用しうるかぎりにおいて、人間は労働によって所有権を不動のものに確定することができる。それ以上のものは自分の取り分以上のものであって、他人のものである。神は腐敗させたり、使えなくするために世界を人間に与えたのではない。

労働と労働の対象を必要とする人間生活の条件が必然的に私有財産を導入した。勤労の程度が異なるに応じて、人々の財産にも様々な程度の差が生ずることになるが、貨幣の発明はこの程度の差を継続させ、拡大する機会を与える。金銀は同意によってのみ価値を持つ。人々は不釣り合いで不平等な大地の所有に同意した。貨幣は持っただけでも痛んだり腐敗しない金属で作ら

れ、他人の権利を侵害することなく、交換が可能である。自らが利用しうる以上の土地を正当に所有する方法を、人間は暗黙の同意や自発的な同意によって発見した。ロックによれば、私有財産の不平等は、社会の枠の外で、契約なしに、ただ金銀に価値を置き、暗黙のうちに貨幣の使用に同意することによって可能になった。

「全ての人が生まれながらに平等である」ことは、年齢、徳、才能、業績、血統、親族関係、恩恵などによる差異が人々の間に存在することと矛盾しない、とロックは述べる⁴⁰⁾。「生まれながらに平等である」ということは、全ての人間が司法ないし領有という点で平等であるということを指す。それは全ての人間が他人の意志や権威に服することなく、生来の自由に対して平等に権利を有することを意味しており、全ての点で平等であることではない。イングランドの法の下で人間が自由であるということは、法の許す範囲内で自らの意思に従ってその行為と財産を処理する自由を有することである。法を理解する能力が理性であり、その能力が備わる基準となる年齢はイングランドでは21歳とされた。

2 市民社会の存在理由——理性的被造物としての人間

ロックにおいて自然状態と市民社会は同一ではない。「もし墮落した人々の腐敗と邪悪がなければ、それ以外の社会は必要ではなく、また人々がこの偉大な自然の共同体から分離して、明文の同意によって、もっと小さく分割された集合体に結合する必要もなかった⁴¹⁾。明文による契約とはっきりした約束や取り決めによって、実際にそのコモンウェルスに加わる以外に、人がそのコモンウェルスの成員になる方法はなく、これこそが政治社会の起源であると考えられ、人をコモンウェルスの成員にするのはこの同意である。したがってどれほどの人数であろうと、人々が結び合わされて一つの団体を作り、全ての人々が自然法の執行権を放棄してこれを公

共に委ねる場合にのみ、政治社会もしくは市民社会は存在する。この場合、人々は社会の公共善が必要とするままに、自らの代わりに法を作成する権威を社会もしくはその社会の立法部に与える。このことによって、人々は全ての争いを仲裁しコモンウェルスの成員に加えられる危害を抑える権威を有する裁判官を地上に作り、自然状態からコモンウェルスに移行する。この裁判官は立法部あるいは立法部が任命する統治者である。どれほどの人数の人々がどのように結びついていても、訴えどころが存在しなければ、彼らは依然として自然状態にあることになる。

理性的被造物が現在よりも惨めになろうという意図で、自らの境遇を変更するとは考えられない。したがって社会の権力すなわち立法部の権力は公共善以外に拡大されない。立法部すなわち最高権力は、気まぐれな思いつきではなく、国民に周知され確立した恒久的な法によって統治を行う義務がある。ロックによれば、「共同体のために君主が存在するのではない」という意見こそが、君主政の下で生ずるほとんど全ての悪と無秩序の禍根であり源泉である。この意見が正しいとすれば、そのような統治下の国民は相互の福祉のために共同体に加入した理性的被造物の社会ではなくなってしまい、福祉を保護し促進するために自らの上に支配者を据えたのではなく、下級動物の群れのように、自己一人の快楽と利益のために彼らを飼い働かせる主人の支配下にあると見なされる。

自然状態の人間と絶対君主の臣民（ロックは後者を奴隷と述べている）の間には次のような差異がある。通常自然状態において、人間は自らの権利について裁く自由と、力のかぎりを尽くして権利を守る自由を有するが、所有権が国王の意思と命令によって侵されるときには、社会の中にある人間が当然持つべきはずの訴えどころがないだけでなく、理性的被造物の通常の状態から墮落してしまったかのように、自らの権利について裁き、これを守る自由さえ認められない。このとき人間は無制約の自然状態に

40) *Ibid.*, II.54. 邦訳193ページ。

41) *Ibid.*, II.128. 邦訳244ページ。

ありながら、へつらいによって墮落し権力を握って武装した人々から、ありとあらゆる苦しみや不都合を被る状況に晒される。

市民統治は自然状態の不都合さを改善するのに適切な方法であり、人々が自らの事柄について裁くことから必然的に生ずる弊害の矯正策として統治が必要とされる。ロックはフッカーの次の言葉を引用する。

……しかし、我々は自分ひとりだけでは我々の本性が要求するような、つまり人間の尊厳に相応しい生活に必要なものを十分に備えることができず、したがって自分ひとりで孤独な生活をしているときの欠点や不足を補うことができないから、そのかぎり、我々は自然に他の人との交わりと共同関係を求めたがるのである。このことが、人々が初めて政治社会に結合したことの理由であった⁴²⁾。

人々が結合して社会を作り、自然状態から逃れようとするもう一つの理由は、所有の享受がきわめて不安定で不確実なためである。自然状態の下では、全ての人間が彼と同様に王であり、平等で、しかも大抵の人が公正と正義を厳格に守ろうとしない。したがって人々が結合してコモンウェルスを作り、統治に服する主要な目的は、彼らの所有権の保全である。それ以外の理由としてロックは「神が人間を、一人でののはよくないことだと自ら判断するような被造物として造ったので、彼を社会へ導くような必然性、便宜、性向という強い拘束のもとに置き、同時に社会を存続させ享受するようにと、人間に悟性と言語を与えた」ことを挙げている⁴³⁾。

統治は他人の暴力や侵害から人々を守り、全ての人間の権利と所有権の保存のために存在する。統治は被統治者の利益のために存在するのであって、統治者の利益のために存在するのではない。統治者自身も政治体の一部分を構成しており、その各部分及び各成員は社会の法によって保護され、かつ全体の利益のためにその

特有の機能を果たすべく方向付けられている。統治者の剣は「悪事を行う者にとっての恐怖」を与えるためのものであって、その恐怖こそが公共善のために自然法に適合的に作られた社会の実定法を人々に守らせる。ここで公共善とは、共通の規則によるかぎりでの当該社会の全成員の個々の福祉を指す。

統治が解体される方法としては、外国の軍隊の侵入による征服と内部からの解体がある。後者に関して、第一に、立法部が変更される場合を挙げる。市民社会はその成員の間の平和の状態であり、相互の間に生ずる争いの解決のために立法部に設けられた仲裁権によって、国民相互の間で戦争状態は排除されている。この立法部においてこそ、一つのコモンウェルスの成員が結合し、一つの統一ある有機体に結集している。立法部こそがコモンウェルスに形態と生命と統一を与える魂であり、立法部によって各成員は相互に影響し合い、共感し、関係を持つ。したがって立法部が破壊され、解体した後は、統治の解体と死が続く。社会の本質及び結合は一つの意志を持つことにあるのだから、多数者によって一度確立された立法部は、その意志を宣言し、それを保持する。さらに、第二に、最高の執行権を持つ者がその任務を怠り、放棄し、そのために既存の法が執行しえない場合、第三に、立法部あるいは君主のいずれかが信託に背いて行動する場合、を挙げている。

統治が存続している間は、いかなる場合でも他に法を与える力を有する立法権が最高権力である。立法部は、国民の福祉のために、交付され確立された法に基づき統治を行うべきであり、個々の場合によって異なる支配をすべきではなく、金持ちにも貧乏人にも、宮廷の寵臣にも鋤をとる農夫にも同一の統治を行うべきである。正当な理由が失われても、私的な利害によって慣習や特権が守られることが多いため、立法部の一部が国民によって選出される代表者から構成される統治の場合、時間が経つにつれてこの代表者が極めて不平等になり、当初に立法部が作られた事由と一致しなくなることが頻繁に起

42) *Ibid.*, II.15. 邦訳16ページ。

43) *Ibid.*, II.85. 邦訳213ページ。

こりうる。

不法な行為が国民の大多数に及ぶとか、危害や抑圧は若干の人にしか及ばない場合でも、先例や結果から見て全ての人の脅威になると思われ、法、財産、自由、生命、宗教が危険に晒されていると国民が良心において確信したとき、国民が自分たちに行使されている不法な強制力に抵抗することをいかにして止めることができるかどうか分からない、とロックは述べる⁴⁴⁾。人々が社会に加入するのは、所有権の保存のためである。したがって立法部が市民社会の基本的規則を踏みにじり、国民の生命、自由、財産に対する絶対権力を野心や恐怖や愚かさ、あるいは墮落によって自ら掌握しようとしたり、あるいは他の者の手に委ねようとするとき、立法部は国民の委任によって与えられた権力を失い、この権力は国民に復帰する。

3 統治の基礎としての隣人愛

ロックは Philanthropy (1675年) で、「自らが属する国家とその法を維持することが最も偉大な隣人愛 (charity) である。善良な人間、慈悲深い人間は、国王から街路の物乞いに至るまで、全ての人間を公平に扱わなければならない」として、統治の基礎に隣人愛を据える⁴⁵⁾。また彼は『統治二論』でフッカーを引用する。フッカーは人間の自然的平等性を人々間の相互的な愛情の義務の基礎としている。その基礎の上に、人々の相互的な責務を築き上げ、そこから「正義と隣人愛 (Justice and Charity)」という原理を導出する。「人々は皆同じように自然の欲求を持つために、自分と同じく他人を愛することが義務であると悟った。平等な者はすべて必ず同じ一つの尺度を持つに違いないからである。……したがって性質の似通った者からできるだけ愛されたいと思うならば、彼らに対しても全く同じ愛情を示す自然的義務がある」⁴⁶⁾。人々間のこの平等な関係から、自然

理性はさまざまな規則や規範を作り出し、生活の導きとした。法はそれ自体のために作られているのではなく、執行されることによって社会の絆となり、政治体のあらゆる部分を正当なところに配置し、機能させるためにある。法の執行が完全に止まれば、統治も行われなくなり、国民は秩序も相互の結びつきもない混乱した群集となる。

ロックにおいて戦争状態は自然状態とは異なる。自然状態とは「平和と善意と相互援助と保存の状態」であり、戦争状態とは「敵意と悪意と暴力と相互破壊の状態」である。人々が理性に従って矯正され、しかも彼らの間に権威ある共通の上位者を地上に持たないとき、これこそまさしく自然状態である。人々が結合して社会を作り、自然状態から逃れようとする理由の一つに、ロックは戦争状態の回避を挙げる。戦争状態は相手に攻撃を仕掛けることによって戦争状態に身を投じた者が、自己の生命の権利を放棄したことの結果としてのみ生ずる。戦争状態にある人々は、神が人々の間に規則として与え、人類が相互に仲間となり社会を作って結合する共通の絆である理性を捨てており、理性の教えである平和の道を放棄して、他人に対して不正な目的を果たすために戦争の暴力を行使する。そのような人々は人間であることをやめて動物となり、動物たるに相応しく暴力を権利の基準としている。そのために、そのような人々は人類とともに社会を作ることができないのであって、被害者や正義を行おうとする人々によって、まるで安全が保障されない野獣や猛獣のように殺されることが認められる。

富者の権威に対する窮乏する物乞いの服従は、主人 (Lord) の所有からではなく、餓死するよりは彼の家来になることを選んだ貧民の「契約」から始まる。このような服従を受けて主人となった者は、被治者が契約に基づいて同意した以上の権力を彼に対して持たない。立法部の権力は社会の公共善に限定され、人々の保存以外の目的を持たない。したがって被治者を破滅させたり、奴隷にしたり、故意に窮乏化させる

44) *Ibid.*, II.209. 邦訳301ページ。

45) PE, p.226.

46) TT, II.5. 邦訳162ページ。

権利を持つことはできない。『統治二論』の議論の枠組みにおいて貧民は奴隷ではない。奴隷は市民社会に参入できず、所有権が保証されない存在である。自然状態において各人は平等であり、そこに優越は存在せず、他人の所有権を侵害したり相互に危害を加えないように、自然法を守る義務が課されている。それは政治社会もしくは市民社会においても同様である。

……我々は、一人の人間といえども、他の人のなすがままに任せ餓死させるようなことは神はなされなかった、ということを知っている。万物の主であり父である神は、この世界のもののある部分を与える際に、そのような所有権を神の子の誰にも与えず、財産の譲与物に対する権利を彼の困窮する同胞にも与えた。したがって同胞の差し迫った欠乏がそれを必要としているときには、その財産の享受を否定されない。……隣人愛は、人がほかに自己保存の手段を持たないところでは、極度の欠乏から自身を守るために、他人の豊かさの中から一定の量を要求する権限を万人に与えている⁴⁷⁾。

君主や立法部がその信託に背いて行動しているかどうかを誰が裁くのか、という疑問に対して、ロックは国民が裁くと応える。被信託者もしくは国民の代理人が信託に従って行動しているかどうかを裁く際に、立法部に代理を委任した者、すなわち立法部を解任する権力を有する人々以外に裁く者は存在しない。ロックによれば、このことは「数百万人の福祉」に関係することであり、もし弊害を予防できなければその害は甚大であり、その解決は極めて困難となり、多くの犠牲がもたらされる危険で重要な事柄である⁴⁸⁾。『統治二論』の公共善の対象には、貧民を含むイングランド全国民が含まれていたといえる。

47) *Ibid.*, I, p.42. 邦訳50ページ。

48) ミッチェルによれば、当時の人口は500万人弱と推定されている。Cf. B. R. Mitchell, *British Historical Statistics*, Cambridge UP, 1988, p.7. (犬井正監訳・中村壽男訳『イギリス歴史統計』原書房, 1995年, 7ページ)。

ロックが生きた17世紀後半は、ダニエル・デフォーの『イギリス経済の構図』(1720年)にあるような、商工業者からジェントルマンへの階級上昇がそれほど活発に行われた時代ではなかった⁴⁹⁾。ロックにおいてトレードを秩序立てることは土地所有者によって主導されるべきであった。『統治二論』で彼はフィルムアーを論駁し、人々が「生来の自由」を有すると主張するが、それは社会秩序の完全な平等化を企図していたわけではない。また実力をもって抵抗すべきは不正で不法な強制力に対してのみであり、国王の身体もしくは権威が危険に晒される場合には、抵抗権の行使は容認されない⁵⁰⁾。『統治二論』をはじめとする著作でロックの念頭にあった社会像は既存の社会秩序の枠組みから逸脱するものであったとはいえない⁵¹⁾。

ロックの人間観は、全ての人間は理性的被造物として平等であるという前提に基礎づけられており、理性は人間が市民社会を作り、相互に結合する際の絆となる。ロックはフッカーを引用し、人間が等しく理性を有することから相互の愛情(隣人愛)が生じ、正義と隣人愛が統治の基礎であると述べた。「物乞いと富者」あるいは「主人と従僕」の間には「契約」が存在し、したがってこれらは戦争状態にはない。物乞い(貧民)あるいは従僕は所有権を保証された市民社会の一員であり、奴隷ではない。貧民をトレードを担う有用な存在に育成することは、彼らを勤勉な理性的被造物と為すことであり、そのような視点は隣人愛に基づく貧民救済を訴える当時の著作やパンフレットの見解と共通のものであった。ロックの救貧法案は、トレードの

49) D. Defoe, "A Plan of the English Commerce, being a Compleat Prospect of the Trade of this Nation, as well the Home Trade as the Foreign" in *Political and Economic Writings of Daniel Defoe*, vol.7 (8vols.), eds. by W. R. Owens and P.N. Furbank, Pickering & Chatto, 2000, p. 76. (山下幸夫・天川潤次郎訳『イギリス経済の構図』東京大学出版会, 1975年, 101ページ)。

50) TT, II.204-208. 邦訳298-300ページ。

51) ロックは『自然法論』で次のように述べている。「国王と臣民の義務はまったく別物であり、各自はそれぞれの義務を負っている」(ELN, p.196, p.197. 邦訳176ページ)。

拡大をもたらす国富の増大の結果としてイングランドの経済状態を向上させることにより、後天的な不平等（貧富の格差）の是正を図ったものと考えられる⁵²⁾。

【付記】 本稿は経済学史学会第69回全国大会の個人自由論題報告（於大阪産業大学，2005年5月28日）及び2005年度第5回「啓蒙と経済学」研究会の口頭報告（於京都大学，2006年2月17日）に加筆修正を行ったものである。両報告の際には出席者から多くの有益なコメントをいただいた。記して感謝の意を表します。

52) 田中は、ロックの公共善は重商主義的経済観に基づくものであり、ロックは配分的正義の実現を意図していなかったと指摘する（田中正司『新增補版 ジョン・ロック研究』御茶の水書房，2005年，431ページ，注72）。